

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
- 福島ロボットテストフィールド条例等の施行期日を定める規則
- 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

福島ロボットテストフィールド条例等の施行期日を定める規則及び福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十号

福島ロボットテストフィールド条例等の施行期日を定める規則

（福島ロボットテストフィールド条例の施行期日）

第一条 福島ロボットテストフィールド条例（平成三十年福島県条例第六十三号）中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条第一項第十三号、第十七号及び第十八号 令和元年九月三十日

二 第三条第一項第三号 令和元年十月一日

（福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日）

第二条 福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第九十号）中次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条、第五条及び第六条 令和元年九月三十日

二 第七条及び第八条 令和元年十月一日

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第二十一号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。
附則別表通信塔附属設備の部の前に次のように加える。

研究棟附属設備

機	CNC三次元測定	一式一時間	七、六八〇円
	塵埃試験装置	一式一時間	三、二八〇円
	スパッタリング装置	一式一時間	四〇〇円
	走査型電子顕微鏡	一式一時間	四、四六〇円
	X線CT装置	一式一時間	一四、四五〇円
	耐風試験装置	一式一時間	二四〇円
	降雨・霧雨試験装置	一式一時間	二、七八〇円
	ベルトグラインダ	一式一時間	一〇〇円
	両頭グラインダ	一式一時間	一〇〇円
	切削動力計	一式一時間	一、五一〇円
	シャーリングマシン	一式一時間	一、八五〇円
	高速切断機	一式一時間	四二〇円
	コンターマシン	一式一時間	一八〇円
	ボール盤	一式一時間	一四〇円
	半自動旋盤	一式一時間	一、一一〇円
	NCフライス盤	一式一時間	二、一三〇円

乾燥炉	高度加速寿命試験機	熱衝撃試験機	減圧恒温恒湿槽	恒温恒湿槽	万能材料試験機	試料研磨装置	マシンングセンタ	ロックウエル硬度計	ビッカース硬度計	実体顕微鏡	蛍光X線分析装置	エネルギー分散型分光分析システム	フーリエ変換赤外タイザ	非接触三次元デジタイザ	測定顕微鏡	表面粗さ・輪郭形状測定機
一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間
一四〇〇円	三〇〇〇円	七七〇〇円	二、一八〇〇円	三八〇〇円	二、三二〇〇円	九四〇〇円	二、九六〇〇円	四二〇〇円	五三〇〇円	一四〇〇円	一、九六〇〇円	一、一九〇〇円	二、六九〇〇円	九八〇〇円	一、〇七〇〇円	

研究棟附属設備						別表通信塔附属設備の部に次のように加える。											
シャーリングマシン	高速切断機	コンターマシン	ボール盤	半自動旋盤	NCフライス盤	耐圧試験装置	レーダー評価装置	データロガー	オシロスコープ	3Dプリンタ②	3Dプリンタ①	防水試験装置	恒温恒湿槽(複合試験用)	単軸振動試験機	二軸切替振動試験機	FFTアナライザ	電波暗室
一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間	一式二時間
一、八二〇〇円	四一〇〇円	一八〇〇円	一四〇〇円	一、〇九〇〇円	二、〇九〇〇円	四、四九〇〇円	四、一四〇〇円	二〇〇〇円	一、〇四〇〇円	一、七八〇〇円	一、一一〇〇円	二、五二〇〇円	一、六九〇〇円	四、三一〇〇円	四、四五〇〇円	七七〇〇円	九、〇四〇〇円

蛍光X線分析装置	エネルギー分散型分光分析システム	フーリエ変換赤外分光分析システム	非接触三次元デジタイザ	測定顕微鏡	表面粗さ・輪郭形状測定機	CNC三次元測定機	塵埃試験装置	スパッタリング装置	走査型電子顕微鏡	X線CT装置	耐風試験装置	降雨・霧雨試験装置	ベルトグラインダ	両頭グラインダ	切削動力計	ン
一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	
一、九三〇円	一、一六〇円	二、六四〇円	九六〇円	一、〇五〇円	七、五四〇円	三、二二〇円	三九〇円	四、三七〇円	一四、一九〇円	二、七三〇円	一一〇円	一一〇円	一、四八〇円			

3Dプリンタ①	防水試験装置	恒温恒湿槽(複合試験用)	単軸振動試験機	二軸切替振動試験機	FFTアナライザ	電波暗室	乾燥炉	高度加速寿命試験機	熱衝撃試験機	減圧恒温恒湿槽	恒温恒湿槽	万能材料試験機	試料研磨装置	マシンングセンタ	ロックウェル硬度計	ビッカース硬度計	実体顕微鏡
一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間	一式一時間
一、〇九〇円	二、四七〇円	一、六六〇円	四、一三〇円	四、三七〇円	七五〇円	八、八七〇円	一四〇円	三〇〇円	七五〇円	二、一四〇円	三八〇円	二、二八〇円	九二〇円	一一、七三〇円	四一〇円	五二〇円	一四〇円

第二条 福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を次のように改正する。
別表を次のように改める。
別表(第九条関係)

研究棟附属設備										附属設備の別				
										使用単位	金額			
NCフライス盤	半自動旋盤	ボール盤	コンターマシン	高速切断機	シャーリングマシン	切削動力計	両頭グラインダ	ベルトグラインダ	降雨・霧雨試験装置	一式一時間	二、一三〇円	3Dプリンタ②	一式一時間	一、七五〇円
										一式一時間	一、一〇〇円	オシロスコープ	一式一時間	一、〇二〇円
										一式一時間	一四〇円	データロガー	一式一時間	二〇〇円
										一式一時間	一八〇円	レーダー評価装置	一式一時間	四、〇七〇円
										一式一時間	一、五二〇円	耐圧試験装置	一式一時間	四、四一〇円
										一式一時間	一、一〇〇円			
										一式一時間	一、一〇〇円			
										一式一時間	二、七八〇円			

耐風試験装置	一式一時間	二四〇円
X線CT装置	一式一時間	一四、四五〇円
走査型電子顕微鏡	一式一時間	四、四六〇円
スパッタリング装置	一式一時間	四〇〇円
塵埃試験装置	一式一時間	三、二八〇円
CNC三次元測定機	一式一時間	七、六八〇円
表面粗さ・輪郭形状測定機	一式一時間	一、〇七〇円
測定顕微鏡	一式一時間	九八〇円
非接触三次元デジタイザ	一式一時間	二、六九〇円
フーリエ変換赤外分光分析システム	一式一時間	一、一九〇円
エネルギー分散型蛍光X線分析装置	一式一時間	一、九六〇円
実体顕微鏡	一式一時間	一四〇円
ビッカース硬度計	一式一時間	五三〇円
ロックウエル硬度計	一式一時間	四二〇円
マシンングセンタ	一式一時間	一、九六〇円
試料研磨装置	一式一時間	九四〇円

万能材料試験機	一式二時間	二、三二〇円
恒温恒湿槽	一式二時間	三八〇円
減圧恒温恒湿槽	一式二時間	二、一八〇円
熱衝撃試験機	一式二時間	七七〇円
高度加速寿命試験機	一式二時間	三〇〇円
乾燥炉	一式二時間	一四〇円
電波暗室	一式二時間	九、〇四〇円
FFTアナライザ	一式二時間	七七〇円
二軸切替振動試験機	一式二時間	四、四五〇円
単軸振動試験機	一式二時間	四、三一〇円
恒温恒湿槽(複合試験用)	一式二時間	一、六九〇円
防水試験装置	一式二時間	二、五二〇円
3Dプリンタ①	一式二時間	一、一一〇円
3Dプリンタ②	一式二時間	一、七八〇円
オシロスコープ	一式二時間	一、〇四〇円
データロガー	一式二時間	二〇〇円
レーダー評価装置	一式二時間	四、一四〇円
耐圧試験装置	一式二時間	四、四九〇円

試験準備棟附属設備		通信塔附属設備	
三次元放射パターン測定システム	一式二時間	七、二七〇円	
TRP、TIS測定システム	一式二時間	八、九四〇円	
GNS受信系感度評価システム	一式二時間	二、七五〇円	
マルチパスフェージング評価システム	一式二時間	五、三七〇円	
放射EMI計測システム	一式二時間	四、一七〇円	
放射イミューニティ試験システム	一式二時間	八、八〇〇円	
空域監視装置	一式一回	九、〇〇〇円	
気象観測装置	超過時間(二時間につき)	二、二六〇円	
屋外大型モニタシステム	一式一回	一四、九〇〇円	
3Dモーションキャプチャー	超過時間(二時間につき)	三、七三〇円	
	超過時間(二時間につき)	七、四〇〇円	
	超過時間(二時間につき)	一、八四〇円	
	超過時間(二時間につき)	五、九〇〇円	
	超過時間(二時間につき)	一、四八〇円	

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは条例別表一の備考に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれを、「超過時間」とあるのは同表の備考に規定する超過時間をいう。

附 則

この規則中第一条の規定は令和元年九月三十日から、第二条の規定は同年十月一日から施行する。

(産業創出課ロボット産業推進室)

発煙模擬装置		被災者模擬装置		発電機		投光機		高速度カメラ		映像記録システム	
超過時間(二時間につき)	一式一回	超過時間(二時間につき)	一式一回	超過時間(二時間につき)	一式一回	超過時間(二時間につき)	一式一回	超過時間(二時間につき)	一式一回	超過時間(二時間につき)	一式一回
二〇〇円	一〇〇〇円	九〇〇円	四〇〇〇円	九〇〇円	四〇〇〇円	九〇〇円	四〇〇〇円	一、一七〇〇円	四、七〇〇〇円	一、二三〇〇円	五、〇〇〇〇円